

CP WiMAX2+サービス契約約款

株式会社 EPARK マーケティング

目 次

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更等	5
第3条 用語の定義	5
第2章 CP WiMAX2+サービスの種類	7
第4条 CP WiMAX2+サービスの種類	7
第3章 LTE契約	7
第1節 LTEサービスに係る契約の種別	
第5条 LTEサービスに係る契約の種別	7
第2節 LTE契約	
第6条 契約の単位	7
第7条 契約申込みの方法	7
第8条 契約者暗証番号	7
第9条 契約申込みの承諾	7
第10条 電話番号	8
第11条 LTEサービスの利用の一時中断	8
第12条 LTEサービス利用権の譲渡	8
第13条 LTE契約の満了	8
第14条 LTE契約の更新	8
第15条 LTE契約者が行うLTE契約の解除	9
第15条の2 書面解除の取扱い	9
第16条 当社が行うLTE契約の解除	9
第17条 その他の提供条件	9
第4章 オプション機能	9
第18条 オプション機能の提供	9
第19条 LTEサービスの利用の一時中断があった場合の取扱い	10
第20条 権利の譲渡があった場合の取扱い	10
第21条 地位の承継があった場合の取扱い	10
第5章 au ICカードの貸与等	10
第22条 au ICカードの貸与	10
第23条 電話番号その他の情報の登録等	10
第24条 au ICカードの情報消去及び破棄	10
第25条 au ICカードの管理責任	10
第26条 au ICカード暗証番号	10
第6章 利用中止等	11

第 27 条	利用中止	11
第 28 条	利用停止	11
第 7 章	通信	11
第 1 節	通信の種類等	
第 29 条	通信の種類	12
第 30 条	電波伝播条件による通信場所の制約	12
第 31 条	特定事業者との間で継続して接続する通信	12
第 2 節	通信利用の制限等	
第 32 条	通信利用の制限等	12
第 33 条	同上	12
第 34 条	同上	13
第 35 条	同上	13
第 8 章	料金等	13
第 1 節	料金及び工事に関する費用	
第 36 条	料金及び工事に関する費用	13
第 2 節	料金等の支払義務	
第 37 条	基本使用料等の支払義務	13
第 38 条	データ通信料の支払義務	14
第 39 条	L T E 契約に係る契約解除料の支払義務	14
第 40 条	手続きに関する料金の支払義務	14
第 41 条	ユニバーサルサービス料の支払義務	14
第 42 条	工事費の支払義務	14
第 3 節	料金の計算及び支払い	
第 43 条	料金の計算及び支払い	14
第 4 節	預託金	
第 44 条	預託金	14
第 5 節	割増金及び延滞利息	
第 45 条	割増金	15
第 46 条	延滞利息	15
第 6 節	特定電気通信事業者に係る債権の取扱い	
第 47 条	特定電気通信事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等	15

第 9 章 保守	15
第 48 条 契約者の維持責任	15
第 49 条 契約者の切分責任	15
第 50 条 修理又は復旧	16
第 51 条 修理又は復旧の場合の暫定措置	16
第 10 章 損害賠償	16
第 52 条 責任の制限	16
第 53 条 免責	17
第 11 章 雑則	17
第 54 条 承諾の限界	17
第 55 条 端末設備の接続	17
第 56 条 利用に係る契約者の義務	17
第 57 条 技術資料の閲覧等	18
第 58 条 他の電気通信事業者への通知	18
第 59 条 同上	18
第 60 条 契約者に係る情報の利用	18
第 61 条 法令に規定する事項	18
第 62 条 閲覧	18
料金表	18
通則	19
第 1 表 CP WiMAX2+サービスに関する料金	19
第 1 基本使用料等	19
1 適用	19
2 料金額	20
2-1 基本使用料	20
2-2 オプション機能使用料	22
第 2 データ通信料	22
1 適用	22
第 3 契約解除料	23
1 適用	23
2 料金額	23
第 4 手続きに関する料金	24
1 適用	24
2 料金額	24
第 5 ユニバーサルサービス料	24
1 適用	24
2 料金額	25
第 2 表 工事費	25
別表 オプション機能	25
別記	26

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このCP WiMAX2+サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）によりCP WiMAX2+サービスを提供します。

(約款の変更等)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後のCP WiMAX2+サービス契約約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
5 データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
6 CP WiMAX2+サービス	データ通信網を使用して当社が提供する電気通信サービス（車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。）
7 サービス取扱所	(1) CP WiMAX2+サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりCP WiMAX2+サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8 LTE契約	当社とLTEサービスの提供を受けるための契約
9 LTE契約者	当社とLTE契約を締結している者
10 CP WiMAX2+契約	契約期間が、その契約に基づいて当社がLTEサービスの提供を開始した日（契約を更新した場合は、更新した日とします。）から、その日を含む料金月の翌料金月（契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月とします。）から起算して24料金月が経過することとなる料金月の末日までのものであるLTE契約
11 CP WiMAX2+契約者	当社とCP WiMAX2+契約を締結している者
12 契約者	LTE契約者
13 協定事業者	当社と相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
14 特定事業者	沖縄セルラー電話株式会社
15 特定MNO事業者	UQコミュニケーションズ株式会社及びKDDI株式会社
16 LTE約款	特定事業者のau（LTE）通信サービス契約約款
17 移動無線装置	CP WiMAX2+サービスに係る契約に基づいて陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置

18 無線基地局設備	(1) 移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備（電波法施行規則第3条第8号に定める業務を行うためのものに限り、以下「無線設備規則」といいます。） (2) 無線設備規則（昭和無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下「無線設備規則」といいます。）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備（特定MNO事業者が設置するものに限り、以下「WiMAX基地局設備」といいます。） (3) 無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備（特定MNO事業者が設置するものに限り、以下「WiMAX2+基地局設備」といいます。）
19 端末設備	契約者回線の一端に接続される契約者の電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
20 データシングル端末	専らデータ通信を行うための端末設備
21 a u I Cカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、CP WiMAX2+（LTE）通信サービスの提供のために、当社が契約者に貸与するもの又は特定事業者がそのLTE約款に基づきその契約者に貸与するもの
22 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器
23 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
24 契約者回線	CP WiMAX2+サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
25 契約者回線等	契約者回線にデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって当社が必要により設置する電気通信設備
26 電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
27 課金対象データ	契約者回線と契約者回線等との間においてパケット交換方式により伝送されるデータ（制御信号等のうちデータとしてみなされるものを含みます。以下同じとします。）
28 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
29 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
30 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 CP WiMAX2+サービスの種類

(CP WiMAX2+サービスの種類)

第4条 CP WiMAX2+サービスには次の種類があります。

種類	内容
LTEサービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社又は特定MNO事業者であるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供するCP WiMAX2+サービス

第3章 LTE契約

第1節 LTEサービスに係る契約の種類

(LTEサービスに係る契約の種類)

第5条 LTEサービスに係る契約には、次の種類があります。

種類
CP WiMAX2+契約

第2節 LTE契約

(契約の単位)

第6条 当社は、電話番号1番号ごとに1のLTE契約を締結します。この場合、LTE契約者は、1のLTE契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第7条 LTE契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものをそのLTEサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

2 LTE契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結するLTE契約者の申込みについて前項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、そのLTE契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているLTEサービスに準じて取り扱います。

(契約者暗証番号)

第8条 LTE契約の申込みをするときは、そのLTE契約に係る契約者を識別するための暗証番号（以下「契約者暗証番号」といいます。）を指定していただく場合があります。

2 LTE契約者は、前項の規定により指定した契約者暗証番号については、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

3 当社は、LTE契約者以外の者が第1項の規定により指定された契約者暗証番号を使用した場合、そのLTE契約者が使用したものとみなして取り扱います。

(契約申込みの承諾)

第9条 当社は、LTE契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) LTE契約の申込みをした者が当社の提供するサービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第7条に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。

(3) LTE契約の申込みをした者が、第28条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当し、CP WiMAX2+サービスの利用を停止されている又はCP WiMAX2+サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

- (4) 第 56 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（電話番号）

第 10 条 LTEサービスの電話番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その電話番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、LTEサービスの電話番号を変更することがあります。

（注 1）電話番号の登録等（登録、変更又は消去をいいます。以下同じとします。）は、当社が行います。

（注 2）自営電気通信設備の電話番号の登録等については、別記 2 に定めるところによります。

（注 3）au ICカードの電話番号の登録等については、第 23 条（電話番号その他の情報の登録等）に定めるところによります。

（注 4）当社は、本条第 2 項に規定する場合のほか、その契約又はそれ以前の契約に係る LTE サービス利用権（第 12 条（LTE サービス利用権の譲渡）に定めるものをいいます。）の移転に係る手続きに虚偽の申告、書面の記載不備その他の瑕疵があったことが判明したときは、その電話番号を変更することがあります。

（LTEサービスの利用の一時中断）

第 11 条 当社は、LTE契約者から当社所定の方法により請求があったときは、LTEサービスの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなく LTE サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（LTEサービス利用権の譲渡）

第 12 条 LTEサービス利用権（LTE契約に基づき、当社から LTE サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 LTEサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、その LTE サービスの契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により LTE サービス利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しないことがあります。

- (1) LTEサービス利用権を譲り受けようとする者が当社の提供するサービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 前項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に不備があるとき。
- (3) LTEサービス利用権を譲り受けようとする者が、第 28 条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当し、au（LTE）通信サービスの利用を停止されたことがある又は CP WiMAX2+サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第 56 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 LTEサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、LTE契約者の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務を承継します。

（LTE契約の満了）

第 13 条 LTE契約は、その契約に基づいて当社が LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（その契約が次条の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

種類	内容
CP WiMAX2+契約	24料金月

（LTE契約の更新）

第 14 条 当社は、前条の規定により LTE契約が満了した場合は、満了した日（以下「満了日」といいます。）の翌日（以下「更新日」といいます。）に LTE契約を更新します。

(LTE契約者が行うLTE契約の解除)

第15条 LTE契約者は、LTE契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめそのLTEサービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 LTE契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、そのLTE契約の解除について前項の通知があったものとみなして取り扱います。

第15条の2 (書面解除の取扱い)

LTE契約者は、新たな料金契約(以下「新規契約」といいます。)又は既に締結されている料金契約の一部の変更を内容とする契約(以下「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。)を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面(事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社がLTE契約者に交付する書面(同条第2項の規定により提供するものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)を受領した日(契約書面がLTE契約者の届け出た住所に到達した日)又は契約者回線の提供を開始した日(変更契約にあっては、その効力を発した日とします。)のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面(はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限り)を発した場合に限り、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除(以下「書面解除」といいます。)を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、LTE契約者に負担していただきます。

2 書面解除は、LTE契約者が前項の書面を発した時に効力を生ずるものとします。

3 LTE契約者は、新規契約の書面解除を行ったときは、その解除までに提供されたLTEサービスの料金(事業法施行規則第22条の2の9第1号の規定に基づき算定した額とします。)及び登録料以外の料金等の支払いを要しません。

4 当社は、変更契約の書面解除があったときは、速やかにそのLTE通信サービスを変更前の状態に復するものとします。この場合、LTE契約者は、その変更契約が効力を発した日に遡って、変更前の契約に基づき算出した料金その他の債務の支払いを要します。

5 LTE契約者は、第3項の規定に基づき支払いを要する額について、支払期日を経過してもなお支払いがないときには、第46条(延滞利息)の規定にかかわらず、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(当社が行うLTE契約の解除)

第16条 当社は、第28条(利用停止)の規定によりLTEサービスの利用を停止されたLTE契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのLTE契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、LTE契約者が第28条各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、LTEサービスの利用停止をしないでその定期LTE契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、LTE契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのLTE契約を解除します。

(注) 当社は、本条第1項又は第2項の規定により、そのLTE契約を解除しようとするときは、あらかじめLTE契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第17条 LTE契約に関するその他の提供条件については、別記3から5までに定めるところによります。

第4章 オプション機能

(オプション機能の提供)

第18条 当社はLTE契約者から請求があったときは、別表1に規定するオプション機能を提供します。

2 別表1に基づき提供するオプション機能のうち、別記25に定める機能については、前項の規定にかかわらず、それぞれLTE契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、別記25に定める機能のうち、当社が別に定めるものについて、LTE契約者から利用拒否の意思表示があった場合は、利用できないよう措置するものとします。

(LTEサービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第19条 当社は、LTEサービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

(権利の譲渡があった場合の取扱い)

第20条 当社は、オプション機能を提供している契約者回線について、LTEサービス利用権の譲渡があった場合であって、別表1に別段の定めがあるときは、第12条(LTEサービス利用権の譲渡)又は第17条(その他の提供条件)の規定にかかわらず、そのオプション機能を廃止します。

(地位の承継があった場合の取扱い)

第21条 当社は、オプション機能を提供している契約者回線について、契約者の地位の承継があった場合であって、別表1に別段の定めがあるときは、そのオプション機能を廃止します。

第5章 a u I Cカードの貸与等

(a u I Cカードの貸与)

第22条 当社は、契約者(LTE契約者に限ります。以下この章において同じとします。)に対し、a u I Cカードを貸与します。この場合において、貸与するa u I Cカードの数は、1のLTE契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するa u I Cカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(電話番号その他の情報の登録等)

第23条 当社は、次の場合に、当社の貸与するa u I Cカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

(1) a u I Cカードを貸与するとき。

(2) その他、当社のa u I Cカードの貸与を受けている契約者から、そのa u I Cカードへの電話番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。

(a u I Cカードの情報消去及び破棄)

第24条 当社は、次の場合には、当社の貸与するa u I Cカードに登録された電話番号その他の情報を消去します。ただし、当社が別に定めるものについては、この限りではありません。

(1) そのa u I Cカードの貸与に係るLTE契約の解除があったとき

(2) その他、a u I Cカードを利用しなくなったとき。

2 当社のa u I Cカードの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのa u I Cカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

3 前項の規定によるほか、第22条(a u I Cカードの貸与)第2項の規定により、当社がa u I Cカードの変更を行った場合、契約者は、当社の指示に従って変更前のa u I Cカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

(a u I Cカードの管理責任)

第25条 当社のa u I Cカードの貸与を受けている契約者は、そのa u I Cカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 当社のa u I Cカードの貸与を受けている契約者は、a u I Cカードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がa u I Cカードを利用した場合であっても、そのa u I Cカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、a u I Cカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(a u I Cカード暗証番号)

第26条 契約者は、当社が別に定める方法により、a u I Cカードに、a u I Cカード暗証番号(そのa u I Cカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。)を登録していただくことがあります。この場合において、当社からそのa u I Cカードの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登

録を行ったものとみなします。

2 契約者は、au ICカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第27条 当社は、次の場合には、CP WiMAX2+サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) 第32条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるCP WiMAX2+サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にCP WiMAX2+サービスの利用を中止することがあります。

この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

(注) 当社は、本条の規定によりCP WiMAX2+サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第28条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(CP WiMAX2+サービスの料金その他の債務を支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号又は第3号の規定に該当するときは、当社が契約者等本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間、そのCP WiMAX2+サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (2) CP WiMAX2+サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 別記3若しくは4の規定に違反したとき、又は別記3若しくは4の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のCP WiMAX2+サービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 契約者がそのCP WiMAX2+サービス又は当社と契約を締結している他のCP WiMAX2+サービスの利用において第56条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 別記6若しくは7の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等(別記9に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。)に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (8) 別記9、10、11又は12の規定に違反したとき。
- (9) 第44条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。

(注) 当社は、本条の規定によりCP WiMAX2+サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。

ただし、本条第6号の規定により、CP WiMAX2+サービスの利用を停止する場合(次の各号に掲げる場合に限りです。)であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

- (ア) 第56条(利用に係る契約者の義務)第1項第3号の規定に違反する場合
- (イ) 第56条(利用に係る契約者の義務)第1項第5号の規定に違反する場合

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類)

第29条 通信には、次の種類があります。

種類	内容
一般通信	当社が無線基地局設備と端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する通信

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第30条 通信は、その移動無線装置が別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(特定事業者との間で継続して接続する通信)

第31条 当社は、当社のサービス区域において開始した通信であって、移動無線装置の移動に伴って、特定事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を当社のサービス区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

2 当社は、特定事業者の電気通信サービスのサービス区域において開始した通信であって、移動無線装置の移動に伴って、当社が継続して接続し、終了した通信については、その通信を開始した時点の特定事業者のサービス区域において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

第2節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第32条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

(1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記14の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

第33条 前条の規定による場合のほか、当社は、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が

CP WiMAX2+サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(3) 当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社のCP WiMAX2+サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

(4) CP WiMAX2+サービスの利用について、当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

ネットワーク混雑回避のため、前日までの直近3日間で「WiMAX 2+」「au 4G LTE」の通信量の合計が3GB以上となった場合、「WiMAX 2+※」「au 4G LTE」の通信速度を翌日にかけて制限する場合があります。※WiMAX 2+は2015年4月より速度制限の対象となります。

【2017年2月2日以降】

ネットワーク混雑回避のため、前日までの直近3日間でWiMAX 2+およびLTE方式の通信量の合計が10GB以上となった場合、ネットワーク混雑時間帯(18時頃から翌日2時頃*1)にかけてWiMAX 2+およびLTE方式の通信速度を概ね1Mbps*2に制限します。ただし、2時前より継続して利用している通信については、2時以降も最大で6時頃まで制限が継続すること*3があります。

*1:2017年2月現在

*2:送受信の最大速度であり、実際の速度は電波環境等に応じて1Mbps以下となることがあります。

*3:一旦通信を切断することにより当該制限は解除されます。

WiMAX 2+方式: 2015年4月以降、通信の混雑状況に応じて通信速度を終日制限することがあります。

LTE方式: 通信の混雑状況に応じて通信速度を終日制限します。

(5) CP WiMAX2+サービスの利用について、1料金月における総情報量(通信の相手方に到達しなかったものを含み、WiMAX 2+通信とLTE通信の双方の情報量を合算したものとします。)が7,516,192,768バイト(7GB)を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高128Kbit/sに制限すること(以下「WiMAX 2+総量規制」といいます。)。2 当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他CP WiMAX2+サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

第34条 当社は、前2条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

第35条 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第36条 CP WiMAX2+サービスの料金は、料金表第1表(CP WiMAX2+サービスに関する料金)に規定する基本使用料等、データ通信料、契約解除料、手続きに関する料金及びユニバーサルサービス料とし、基本使用料等は、CP WiMAX2+サービスの態様に応じて、基本使用料及びオプション機能使用料を合算したものとします。2 CP WiMAX2+サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第 37 条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線又はオプション機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又はオプション機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）に規定する料金（以下この条において「料金」といいます。）の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により CP WiMAX2+サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 契約者は、次の場合を除き、CP WiMAX2+サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によりその CP WiMAX2+サービスを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその CP WiMAX2+サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 基本使用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

(データ通信料の支払義務)

第 38 条 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のデータ通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったデータ通信を含みます。）について、別記 15 の規定により測定した情報量と料金表第 1 表第 2（データ通信料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 契約者は、データ通信料について、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。）の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記 16 に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

(LTE 契約に係る契約解除料の支払義務)

第 39 条 LTE 契約者は、更新日以外の日日に LTE 契約の解除があったときは、別記 16 に定める場合を除き、料金表第 1 表第 3（契約解除料）に規定する料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第 40 条 契約者は、CP WiMAX2+サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 4（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 41 条 LTE 契約者は、料金表第 1 表第 5（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第 42 条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第 3 節 料金の計算及び支払い

(料金の計算及び支払い)

第 43 条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第 4 節 預託金

(預託金)

第 44 条 L T E 契約者又は L T E サービス利用権を譲り受けようとする者は、次の場合には、L T E サービスの利用に先立って(譲渡の場合はその承認に先立って)預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) L T E 契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) L T E サービス利用権の譲渡の承認を請求したとき。
- (3) 第 28 条(利用停止)第 1 号又は第 4 号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
- (4) 当社の提供するサービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

2 預託金の額は、10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、その L T E 契約の解除又は L T E サービス利用権の譲渡等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、L T E 契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第 5 節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 45 条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 46 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 6 節 特定電気通信事業者に係る債権の取扱い

(特定電気通信事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等)

第 47 条 契約者は、別記 23 に定める電気通信事業者(以下この条において「特定電気通信事業者」といいます。)が提供する公衆無線 L A N サービスの利用により生じた債権を、特定電気通信事業者が定めるところにより当社が特定電気通信事業者から譲り受け、その債権額を CP WiMAX2+サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

2 前項の場合において、当社は譲渡を受けた債権を、CP WiMAX2+サービスの料金とみなして取り扱います。

3 第 1 項の場合において、当社及び特定電気通信事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

4 第 1 項の規定により特定電気通信事業者から譲り受けた債権については、第 45 条(割増金)、第 46 条(延滞利息)及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第 9 章 保守

(契約者の維持責任)

第 48 条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を、無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 49 条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者等から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第 50 条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 32 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの選挙管理機関に提供されるもの 別記 14 の基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第 51 条 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第 10 章 損害賠償

(責任の制限)

第 52 条 当社は、CP WiMAX2+サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その原因が協定事業者の責めに帰すべき理由による接続専用回線の障害であるときを含みます。）は、その CP WiMAX2+サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、CP WiMAX2+サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限りま。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその CP WiMAX2+サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料等）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2(データ通信料)に規定する料金(CP WiMAX2+サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均データ通信料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、CP WiMAX2+サービスの提供をしなかったことの原因が固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害であるときは、そのCP WiMAX2+サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。

5 当社は、CP WiMAX2+サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。

(免責)

第53条 当社は、CP WiMAX2+サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する自動車等(自動車、列車、船舶その他の交通機関をいいます。以下同じとします。)、土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがアンテナ撤去時の塗装剥離等工事に伴い通常生じるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等を行わなければならないときは、当社は、その変更に係る端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第54条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

2 前項の規定によるほか、当社は、契約者が、当社の規定以上の請求を繰り返す場合、その請求を承諾しないことがあります。

(端末設備の接続)

第55条 当社は、契約者回線について、その契約者が締結したLTE契約に係るLTEサービス又は基本使用料の料金種別に対応する端末設備と異なる端末設備その他の電気通信設備が接続された場合、その電気通信設備からの通信の利用を制限します。この場合、契約者は、制限の有無にかかわらず、その契約者回線について適用を受けている基本使用料の料金種別等に応じたCP WiMAX2+サービスの料金の支払いを要します。

(利用に係る契約者の義務)

第56条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 端末設備若しくは自営電気通信設備又はa u I Cカードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(5) 位置情報(端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報(端末設備等規則に規定する位置登録制御に係るものを除きます。))をいいます。以下同じとします。)を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 当社は、契約者以外の者によるCP WiMAX2+サービスの利用において前項までの規定に反する事由が生じた場合、そのLTE契約の契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。

3 契約者は、第1項第6号の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(技術資料の閲覧等)

第57条 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、契約者回線に係るインターフェースに関する事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(他の電気通信事業者への通知)

第58条 契約者は、第15条(LTE契約者が行うLTE契約の解除)又は第16条(当社が行うLTE契約の解除)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記23に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りません。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第59条 契約者は、第16条(当社が行うLTE契約の解除)第2項の規定に基づき契約の解除を受けたことがある場合又は第28条(利用停止)第5号の規定に基づきCP WiMAX2+サービスの利用を停止されたことがある場合(いずれの場合においても、第56条(利用に係る契約者の義務)第1項第5号の規定に違反した場合に限りません。)は、別記23に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日等の情報(契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限りません。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第60条 当社は、契約者に係る氏名、名称、生年月日、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等又は登録利用者の氏名若しくは生年月日等の情報を、当社及び協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社及び協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

なお、CP WiMAX2+サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(法令に規定する事項)

第61条 CP WiMAX2+サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

2 前項の規定によるほか、法令に定めがある事項又は当該事項に関連する内容については、別記18から20に定めるところによります。

(閲覧)

第62条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

料金表
通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、料金その他の計算について、この料金表に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます)

す。以下同じとします。)により行います。

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、データ通信料及びユニバーサルサービス料は料金月に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

4 当社は、データ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(基本使用料等の日割り)

5 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。

(1) 料金月の起算日以外の日、契約者回線の提供の開始があったとき。

(2) 第37条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(3) 第3項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

6 前項第1号から第3号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第37条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

7 第5項第3号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(料金等の支払い)

9 契約者は、料金及び工事費について、当社指定の支払方法で支払うものとします。なお、当社指定の支払方法についてはWebページまたは重要事項説明書に定めるものとします。

10 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

11 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。この場合、消費税相当額はその支払いを要する額の発生月の法定税率に基づき計算されます。

(料金の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

13 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 CP WiMAX2+サービスに関する料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第37条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用

(1) LTEサービスの種類等	ア LTEサービスには、次の種類があります。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LTEシングル</td> <td>データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	LTEシングル	データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの
	種類	内容			
	LTEシングル	データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの			
	イ LTEシングルには、次の種類があります。				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CP WiMAX2+ LTEシングル</td> <td>WiMAX利用対応端末（別表1に定めるWiMAX利用機能を利用することができる端末設備をいいます。以下同じとします。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	CP WiMAX2+ LTEシングル	WiMAX利用対応端末（別表1に定めるWiMAX利用機能を利用することができる端末設備をいいます。以下同じとします。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの	
種類	内容				
CP WiMAX2+ LTEシングル	WiMAX利用対応端末（別表1に定めるWiMAX利用機能を利用することができる端末設備をいいます。以下同じとします。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの				
ウ 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄のLTEサービスを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、そのLTE契約者から接続の請求があった端末設備に対応するLTEサービスを提供するものとします。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>LTE契約の種類</th> <th>LTEサービスの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CP WiMAX2+</td> <td>LTEシングル</td> </tr> </tbody> </table>	LTE契約の種類	LTEサービスの種類	CP WiMAX2+	LTEシングル
LTE契約の種類	LTEサービスの種類				
CP WiMAX2+	LTEシングル				
(2) LTEサービスの利用月数	LTEサービスの利用月数は、そのLTEサービスに係る利用開始月からその料金月（契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。）までの月数を通算したもの（契約変更を行った場合は、契約変更を行う前のLTE契約により提供を受けていたLTEサービスに係る利用開始月からその契約変更のあった日を含む料金月の前料金月までの月数をこれに合算したものとします。）とします。				
(3) LTEサービスの基本使用料の料金種別の選択等	ア LTEサービスの基本使用料には、次の料金種別があります。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>WiMAX2+フラット for DATA</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	WiMAX2+フラット for DATA		
	基本使用料の料金種別				
WiMAX2+フラット for DATA					
イ LTE契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。 ウ LTEシングルの契約者回線において選択することができる基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続されている移動無線装置により当社が別に定めるところによります。 エ 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別を選択している契約者回線について、それぞれ同表の右欄に定める料金種別を選択することとなる新たな端末設備を接続する請求があった場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から新たに選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。ただし、その請求が、当社が別に定めるサービス取扱所において、その端末設備を購入すると同時に行われたものである場合は、その請求があった日から新たに選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。					
(4) WiMAX利用機能に係るオプション機能使用料の適用	ア 別表1（オプション機能）に規定するWiMAX利用機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線について同3欄に規定するハイスピードプラスエリアモードを選択してデータ通信を行った料金月において、2（料金額）に規定するハイスピードプラスエリアモードの利用に係る加算額（以下「プラスエリアモード加算額」といいます。）の支払いを要します。 イ 当社は、通則第5項の規定にかかわらず、プラスエリアモード加算額の日割りを行いません。				

2 料金額

2-1 基本使用料

CP WiMAX2+契約に係るもの

区分	料金額（税抜）
CP WiMAX 2+ 2172プラン	3,772円

区分	料金額（税抜）
CP WiMAX 2+ 1972プラン	3,772円

区分	料金額（税抜）

CP WiMAX 2+ 2079プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2491プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 1991プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2176プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 1800プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 1499プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 1806プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2312プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 1506プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2760プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2184プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 1980プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2412プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 3600プラン	3,600円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 1990プラン	3,600円
区分	料金額 (税抜)

CP WiMAX 2+ 2112プラン	3,572円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2104プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2160プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2080プラン	3,772円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2112プラン	3,150円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2312プラン	3,350円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2199プラン	3,350円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2150プラン	3,350円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2700プラン	3,150円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2900プラン	3,350円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2099プラン	3,350円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2972プラン	3,150円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 3172プラン	3,150円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2749プラン	3,150円
区分	料金額 (税抜)
CP WiMAX 2+ 2412プラン	3,350円
区分	料金額 (税抜)

CP WiMAX 2+ 2212プラン	3,150円
---------------------	--------

区分	料金額（税抜）
CP WiMAX 2+ 2849プラン	3,150円

2-2 オプション機能使用料

区分	単位	料金額（税抜）
WiMAX利用機能		
ハイスピードプラスエリアモードの利用に係る加算額 LTEオプション	1 契約ごとに	1,005円
WiMAX2+ギガ放題の利用に係る加算額	1 契約ごとに	684円

※LTE オプション、ギガ放題オプションには日割り請求が御座いません。

※ギガ放題オプションの申込、解除は毎月 15 日までを締日とし、申込の翌月から適用します。

第2 データ通信料

1 適用

データ通信料の適用については、第 38 条（データ通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用	
(1) データ通信料の適用	データ通信料の適用は、1 料金月の課金対象データの総情報量について 1,024 バイトまでごとに 1 の課金対象データとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。

<p>(2) LTEサービスの契約者回線に係るデータ通信利用の制限</p>	<p>ア 当社は、LTEサービスの契約者回線からのデータ通信について、データ通信総量速度規制（その契約者回線からのデータ通信（別表1（オプション機能）2欄に定めるWiMAX通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る1料金月の課金対象データの総情報量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線からのデータ通信の伝送速度を最高128 kbit/sに制限することをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <table border="1" data-bbox="416 320 1465 398"> <tr> <td style="text-align: center;">総量速度規制データ量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、その料金月にLTEサービスの契約者回線を用いて行われたデータ通信（当社が別に定めるものに限ります。）に係る課金対象データの総情報量の概算量（当社が別に定める方法により算定した量とし、料金月単位で累計するものとします。）が、アの総量速度規制データ量並びに当社が別に定めるデータ量を超過した場合に、当社が別に定める方法により、LTE契約者にそのことを通知します。</p>	総量速度規制データ量	7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）
総量速度規制データ量			
7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）			
<p>(3) 特定の基本使用料の料金種別の適用を受ける契約者回線に係るデータ通信利用の制限等</p>	<p>ア 当社は、CP WiMAX2+の契約者回線（ギガ放題オプションに加入時に限ります。）について、第32条（通信利用の制限等）の規定によるほか、データ通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、CP WiMAX2+の契約者回線（ギガ放題オプションに加入時であって、第33条に定める通信利用の制限を加重して行うことがあります。）</p>		
<p>(4) LTEシングルの契約者回線に係るデータ通信料の適用</p>	<p>LTEシングルの契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線からのデータ通信に関する料金の支払いを要しません。</p>		
<p>(5) データ通信料の減免</p>	<p>CP WiMAX2+通信サービスに関する問合せ又は申込み等のために行われるデータ通信（当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。）については、その料金の支払いを要しません。</p>		

第3 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、第39条（LTE契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
契約解除料の適用	CP WiMAX2+契約に係る契約解除料については、2（料金額）に規定する支払額とします。

2 ① 料金額

区分		料金額（税抜）
CP WiMAX2+LTE契約	1ヶ月～13ヶ月目	19,000円
	14ヶ月～25ヶ月目	14,000円
	26ヶ月以降更新月以外	9,500円

※契約日を含む料金月を1ヶ月目とする

2 ② 料金額

区分		料金額（税抜）
CP WiMAX2+LTE契約	1ヶ月～13ヶ月目	24,000円

(CP WiMAX2 1806プラン) (CP WiMAX2 1506プラン)	14ヶ月～25ヶ月目	19,000円
	26ヶ月以降更新月以外	9,500円

※契約日を含む料金を1ヶ月目とする

2 ③ 料金額

区分		料金額（税抜）
CP WiMAX2+LTE契約 (CP WiMAX2 3600プラン)	1ヶ月～13ヶ月目	29,600円
	14ヶ月～25ヶ月目	29,600円
	26ヶ月以降更新月以外	9,500円

※契約日を含む料金を1ヶ月目とする

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第40条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用									
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>LTE契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>auICカード再発行手数料</td> <td>auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>LTEサービス利用権譲渡手数料</td> <td>LTEサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	LTE契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	LTEサービス利用権譲渡手数料	LTEサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	料金種別	内容							
	契約事務手数料	LTE契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金							
auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
LTEサービス利用権譲渡手数料	LTEサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
(2) 契約事務手数料の適用	契約者は、そのLTE契約の申込みが、契約変更若しくは契約移行に係るもの又はその他当社が別に定めるものに該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。								
(3) LTEサービス利用権譲渡手数料の適用	ア LTEサービス利用権譲渡手数料は、そのLTEサービス利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。 イ LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合は、LTEサービス利用権譲渡手数料の支払いを要しません。								
(4) 手続きに関する料金の適用除外又は減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところにより、又は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。								

2 料金額

区分	単位	料金額（税抜）
契約事務手数料	1契約ごとに	3,000円
auICカード再発行手数料	1請求ごとに	2,000円

(注) 上記の額に配送実費相当額を加算します。

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第41条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用	
L T Eサービスに関するユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 イ L T E契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。 ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったときは、この限りではありません。 ウ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

区分	料金額（税抜）
ユニバーサルサービス料	1電話番号ごとに2円

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

別表1 オプション機能

種類	提供条件								
1 L T E N E T f o r D A T A機能	当社が別に定める方法によりインターネットとの間でデータ通信を行うことができる機能をいいます。 備考 (1) この機能については、CP WiMAX2+シングルの契約者回線であって、それぞれ当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。 (2) この機能の利用に係るデータ通信料については、そのデータ通信を行った契約者回線の契約者に支払っていただきます。 (3) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。 (4) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。 (5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。								
2 W i M A X利用機能	ア 特定MNO事業者の電気通信回線設備（主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うためのものであって当社が別に定めるものに限り）を経由して、データ通信（L T E N E T f o r D A T A機能に係るデータ通信又はその他当社が別に定めるデータ通信に限り）を行うことができる機能（以下この欄において同じとします。）を行うことができる機能をいいます。 イ W i M A X利用機能には、利用可能なデータ通信の種類により、次の通信モードがあり、契約者はこれを選択することができます。 <table border="1" data-bbox="411 1473 1465 1854"> <thead> <tr> <th>通信モード</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノーリミットモード</td> <td>W i M A X通信（W i M A X基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。）のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>ハイスピードモード</td> <td>W i M A X通信及びW i M A X 2 +通信（W i M A X 2 +基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。）のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>ハイスピードプラスエリアモード</td> <td>データ通信（W i M A X通信を除きます。）のみ利用可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	通信モード	内容	ノーリミットモード	W i M A X通信（W i M A X基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。）のみ利用可能なもの。	ハイスピードモード	W i M A X通信及びW i M A X 2 +通信（W i M A X 2 +基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。）のみ利用可能なもの。	ハイスピードプラスエリアモード	データ通信（W i M A X通信を除きます。）のみ利用可能なもの
通信モード	内容								
ノーリミットモード	W i M A X通信（W i M A X基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。）のみ利用可能なもの。								
ハイスピードモード	W i M A X通信及びW i M A X 2 +通信（W i M A X 2 +基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。）のみ利用可能なもの。								
ハイスピードプラスエリアモード	データ通信（W i M A X通信を除きます。）のみ利用可能なもの								
	備考 (1) CP WiMAX2+シングルの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り）であって、L T E N E T f o r D A T A機能の提供を受けているものに限り提供します。 (2) 特定MNO事業者の電気通信回線設備の状況等により、この機能を利用できない場合があります。 (3) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。								

別記

1 サービス区域

CP WiMAX2+サービスの区域は、次に掲げる都道府県の区域とします。

(1) (2)以外の区域

URL><http://www.au.kddi.com/mobile/area/map/>

(2) 2.5GHz帯の周波数を使用して通信を行うことができる区域

特定MNO事業者が定める区域において、行うことができるものとします。

2 自営電気通信設備の電話番号の登録等

自営電気通信設備（LTE契約者に係る移動無線装置に限ります。）の電話番号の登録等は、次の場合に行います。ただし、その自営電気通信設備が既に電話番号その他の情報が登録されている等により当社が電話番号の登録等を行うことができない場合は、電話番号の登録等を行いません。

- (1) 自営電気通信設備の接続の請求を承諾したとき。
- (2) 契約の解除があったとき。
- (3) 自営電気通信設備を契約者回線から取りはずしたとき。
- (4) その他契約者から、契約者回線に接続されている自営電気通信設備について、電話番号の登録等を要する請求があったとき。

3 当社から契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

- (1) 当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下この別記4において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。
- (2) 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社が別に定めるサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (3) 当社は、(2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (4) 契約者は、契約者が(2)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。
- (5) 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した書面についても、(4)と同様とします。
- (6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等は行わないこととします。
- (7) (6)に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社は、その契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、その契約者回線に提供する留守番伝言機能又はその契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音するその他の方法により、契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、契約者がその通知等を実際に受領したか否かにかかわらず、その通知等は契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。
- (8) 当社は、当社がその契約者回線について第28条に基づくCP WiMAX2+サービスの利用の停止又は第16条に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び(7)のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
- (9) 契約者は、(2)の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

4 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社が契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかにその CP WiMAX2+サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) 契約者は、(1)の届出を行わない場合、別記3の(4)から(9)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

5 LTEサービス利用権の譲渡承認請求と差押等との関係

- (1) LTEサービス利用権の譲渡の承認は、受付順序に従って行います。
- (2) (1)のLTEサービス利用権の譲渡の承認を行ったときは、その譲渡の承認は、LTEサービス利用権に対する差押等との関係においては、そのLTEサービス利用権の譲渡の承認を請求する書類を受け取った時に行ったものとみなします。

6 端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社又は特定MNO事業者は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがありますこの場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社又は特定MNO事業者の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6の規定に準じて取り扱います。

8 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

種類	技術基準及び技術的条件
LTEシングル	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

9 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記10において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は特定MNO事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社又は特定MNO事業者は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者は、(2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

10 端末設備の電波法に基づく検査

別記9に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記9の(2)及び(3)の規定に準ずるものとします。

11 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記9の規定に準ずるものとします。

12 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記 10 の規定に準ずるものとします。

13 新聞社等の基準

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（(1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

14 課金対象データの情報量の測定

課金対象データの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象データが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのデータについては、情報量の測定から除きます。

15 当社の機器の故障等により通話料等を正しく算定できなかった場合の取扱い

(1) 当社の機器の故障等により通話料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1)の場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

(3) (1)及び(2)の規定は、データ通信料を正しく算定できなかった場合について、準用します。

16 契約解除料の支払義務の免除

当社は、次の場合には、料金表第1表第3（契約解除料）に規定する料金の支払いを免除します。

(1) 更新日を含む料金月にLTE契約の解除があったとき。

(2) 当社が別に定める態様により又はコース種別の変更により、LTE契約を解除すると同時に新たに特定事業者のLTE契約若しくは当社のLTE契約（当社が別に定めるものに限ります。）を締結したとき。

17 大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い

(1) 当社は、1の契約者回線から1日あたり1,000通を超える電子メールの送信が行われたときは、別記18(1)又は(3)に該当する行為がなされたものとして取り扱います。

ただし、その契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りではありません。

18 端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備（移動無線装置にあっては、当社等（当社又は特定MNO事業者をいいます。以下この別記18において同じとします。）が無線局の免許を受けることができるもの及びCP WiMAX2+サービスの契約者回線に接続することができるもの）に限ります。以下この別記18において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社等は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が別記9の技術基準等に適合しないとき。

- イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社等は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)アの技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社等の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

19 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、当社等（当社又は特定MNO事業者をいいます。以下この別記 19 において同じとします。）が無線局の免許を受けることができるもの及びCP WiMAX2+サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記 19 において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社等は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記 10 の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社等は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 当社等の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

20 当社等の維持責任

当社又は特定MNO事業者は、当社又は特定MNO事業者の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

21 LTEサービス利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、LTEサービス利用権に関する次の事項を当社の帳簿に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

 - ア CP WiMAX2+サービスの種類
 - イ 契約の申込みの承諾年月日
 - ウ 電話番号
 - エ 契約者（契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、その代表者）の住所又は居所及び氏名
 - オ LTEサービス利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
 - カ LTEサービス利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
 - キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただきます。

22 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限り、以下この別記 24 において同じとします。）若しくは自営電気通信設備（移動無線装置に限り、以下この別記 24 において同じとします。）又は自動車等を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 電話番号の登録等を行うとき。
- (2) 別記6又は19の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

23 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、株式会社ラネット、株式会社サジェスタム、株式会社ヤマダ電機、株式会社ノジマ、株式会社EPARKマーケティング及び日本通信株式会社

24 契約者回線の情報等を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス

25 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

区分	オプション機能
1 LTEシングルに係るもの	WiMAX利用機能

株式会社 EPARK マーケティング
 CP WiMAX2+お客様サポートセンター
 電話番号：0570-006-131
 受付時間：10：00～18：00（土曜日・日曜日・祝日を除く）

附則

（実施時期）

- 制定日：平成25年5月15日
- 制定日：平成25年6月25日
- 制定日：平成25年8月7日
- 制定日：平成25年9月8日
- 制定日：平成25年11月1日
- 制定日：平成26年1月20日
- 制定日：平成26年2月1日
- 制定日：平成27年3月1日
- 制定日：平成27年3月30日
- 制定日：平成27年7月30日
- 制定日：平成27年10月13日
- 制定日：平成28年2月1日
- 制定日：平成28年3月10日
- 制定日：平成28年5月1日

制定日 : 平成 28 年 5 月 20 日
制定日 : 平成 28 年 6 月 29 日
制定日 : 平成 28 年 7 月 5 日
制定日 : 平成 29 年 11 月 1 日

端末返還特約

株式会社 EPARK マーケティング（以下「当社」といいます。）の CP WiMAX2+サービス契約約款に基づく契約（既に締結されている契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「CP WiMAX2+契約」といいます。）の申込みと同時に当社へ端末機器の購入に係る契約（端末機器を無償で提供する契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。）の申込みを行う者（以下「お客様」といいます。）は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

（端末売買契約の解除）

第1条 当社は、お客様が初期契約解除（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第26条の3に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。）に基づき CP WiMAX2+契約を解除する場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除したものとします。

（対象機器の返還等）

第2条 お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した端末機器（ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等を含みます。以下「対象機器」といいます。）を原状に復した上で、当社が指定する期日（以下「返還期日」といいます。）までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。

2 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象機器以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。

3 当社は、対象機器についてお客様から支払われた代金がある場合は、お客様が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。

（機器損害金の支払義務）

第3条 当社は、返還期日を経過してもなお対象機器が返還されない場合又は返還された対象機器に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、お客様は、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします。

対象機器の種類	機器損害金（税抜）
URoad-Stick	19,000円
上記以外	20,000円

2 前項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象機器の所有権はお客様に移転します。

（延滞利息）

第4条 お客様は、機器損害金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社へ支払っていただきます。

（合意管轄裁判所）

第5条 本特約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。